

仕様書

1 業務の名称

伊勢遺跡史跡公園映像等展示制作業務

2 業務の目的

現在、「史跡伊勢遺跡整備基本計画書」（平成30年8月策定）に基づき、弥生時代から古墳時代へ、ムラからクニへと、我が国の成り立ちを考える上で重要な伊勢遺跡の歴史的価値、文化財的価値を発信、公開する整備として、伊勢遺跡史跡公園整備を行っている。その中の遺構展示施設においてその価値を広く一般的にわかりやすく発信、公開する手段として、来訪者に同時代を体感してもらえる復元動画を投影するとともに、出土遺物等の展示公開を通して、多角的にその発信を行うため今回の事業を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

4 委託業務内容

伊勢遺跡史跡公園遺構展示施設の展示整備を行うにあたり、別添の資料に基づく下記の項目の実施設計・施工を行う。

- (1)映像コンテンツの作成：別途資料参照
- (2)映像投影機器の設置：別途資料参照
- (3)展示整備：別途資料参照

5 その他

- (1)成果物は、知的所有権や知的財産権等法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないよう、十分注意すること。
- (2)成果品の著作権は本市へ帰属するものであり、本市がこれらの成果品を無償で自由に複製及び二次利用、編集できるものとする。
- (3)本業務の受注者は、『伊勢遺跡史跡公園映像等展示計画』の展示基本計画の内容を十分に理解し業務を実施すること。
- (4)本業務の実施にあたっては、守山市の意見及び外部有識者の監修を受けて、行うものとし、受注者は、発注者の指示に柔軟に対応すること。
- (5)本業務の受注者は、本業務の実施にあたり、本施設の展示映像・解説に使用する参考文献等のデータについては、守山市が可能な範囲内で提供する。ただし、本施設の展示映像等に関する必要なデータについては、受注者が自らで調達・制作するものとする。
- (6)本業務に使用するデータ、写真、動画、イラスト等、使用に関して必要なすべての手続きは受注者が行い、手続きにかかる費用もすべて受注者が負担することとする。また、受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うこととする。
- (7)映像の投影について、投影面が複雑なため、あらかじめ投影テストを行い、最適なコンテンツの制作と機器の設置、調整を行うこと。

(8)本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議のうえ、決定する。
また、仕様の変更の際は適宜、発注者と協議し決定すること。